

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、
バリアフリー化の更なる推進を求める意見書

2000年に施行された交通バリアフリー法は、その後、ハートビル法と統合して、バリアフリー新法となった。これによって、駅や空港だけでなく、まち全体のバリアフリー化も推進されてきた。そして現在、東京2020大会に向けて、競技会場周辺を中心にバリアフリー化が更に進められている。

本年2月4日、障害者や高齢者のスムーズな移動に向けたバリアフリー法改正案が閣議決定された。その中には、障害者等が利用しやすい宿泊施設などの認定制度の創設や、全公立小中学校へのバリアフリー設備の設置義務化も盛り込まれている。今後、人々が互いに理解を深め偏見や差別をなくす「心のバリアフリー」に配慮したマスタープランの作成が市区町村により進められる。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、東京2020大会のレガシーとなるように、市区町村のマスタープラン策定及びバリアフリー化の推進に向けたハード・ソフト両面からの取組に対する財政的支援の実施等を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月30日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当

あて